

諮問庁：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

諮問日：平成26年11月28日（平成26年（独個）諮問第65号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（独個）答申第54号）

事件名：本人に対する懲戒処分に係る懲戒審査委員会概要等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書37に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月14日付け長寿発総第111402号により独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

不開示とする部分とその理由について、関係書類の全開示を求める。

法14条4号及び5号では、開示される情報が中立性を不当に損ない、事務遂行に支障をきたす場合とある。本件の懲戒処分に関する情報は既に終了した懲戒審査に関する情報であり、法14条4号及び5号のいう不開示情報に該当することではない。懲戒処分を受けた本人が過去の処分内容及び理由を確認するためのものであり情報開示が不当であることはない。また、懲戒審査委員会の議事録以外の関係書類が開示されていないので、再度開示を求める。以下に具体的な理由を述べる。

ア 部分開示された内容は、停職懲戒処分とした不適切経理を不正使用とする根拠はなく、むしろ両者を区別する内容である。不適切経理

を懲戒処分する根拠を開示することは、センターが既に行った処分であることから、14条4号及び5号のいう不開示の理由とはなり得ない。

イ 部分開示では、本件懲戒処分の理由となった、センターにおける18、19、20年度「検収制度」及び会計制度に関する内容が含まれていない。これらは既に公表された内容であるから開示することに支障はない。これらが懲戒審査委員会議事でない場合にはその事実の開示を求める。

ウ 懲戒審査委員会に提出されたセンター研究活動不正行為取扱規程に則る「調査委員会」の調査内容及び規範委員会の報告について、開示を求める。これらの書類が存在しない、又は各委員会が存在しない場合にはその事実の開示を求める。

## (2) 意見書1

異議申立人から、平成26年12月25日に意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

## (3) 意見書2

異議申立人から、平成29年11月8日に意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書

### (1) 対象となる文書

開示請求者に係る懲戒審査委員会（以下、第3において「委員会」という。）概要並びに委員会開催案内及び委員会において配布された資料

### (2) 一部開示とする根拠及び考え方

委員会議事概要並びに委員会開催案内及び委員会において配布された資料は一部不開示とする。

法14条4号及び5号へによれば、次に該当する情報が含まれている場合を除き、開示請求のあった情報を開示しなければならないとされている。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合（法14条4号）。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行

う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合（法14条5号へ）。

以上のことから、職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容及びその発言者が公になることにより、発言者は外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になることにより、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある。また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、法14条4号及び5号へに該当しない部分について開示することとし、開示の対象となる議事概要のうち定型的な議事進行に係る部分及び委員会における資料のうち、公表された事項については開示することとする。なお、開示請求者本人より提出された文書についても、委員会の審議過程の一部をなすものであることから、法14条5号へにより不開示としている。

## 2 補充理由説明書

諮問庁は、平成26年11月28日に情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところであるが、本件異議申立ての内容を踏まえ、法の不開示情報該当性について改めて検討した結果、以下のとおり判断した。

### (1) 保有個人情報該当性について

以下に掲げる文書には、異議申立人を本人とする保有個人情報が記載されている部分もあるが、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、異議申立人の個人に関する情報ではなく、さらに異議申立人を識別することができる情報が含まれていないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない。

したがって、当該情報は、不開示とすることが妥当であり、不開示とした原処分は、妥当である。

ア 平成25年3月6日の懲戒審査委員会の資料2及び資料3（別表の文書4の③及び⑥並びに文書5の②）

イ 平成25年3月18日の懲戒審査委員会概要、同委員会の資料2及び資料5（別表の文書12の②及び文書15の③）

ウ 平成25年5月10日の懲戒審査委員会の資料2、資料5及び資料7（別表の文書20の②、文書23の②及び文書25の③）

### (2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「センターにおける18、19、

20年度「検収制度」及び会計制度に関する内容」及び「懲戒審査委員会に提出されたセンター研究活動不正行為取扱規程に則る「調査委員会」の調査内容及び規範委員会の報告」の開示を求めているが、これらについての考えは以下のとおりである。

ア 「センターにおける18, 19, 20年度「検収制度」及び会計制度に関する内容」については、原処分において不開示とした懲戒審査委員会概要や委員会において配布された資料の中で言及されており、これらの情報は、法14条4号及び5号へに該当することから不開示とすることが妥当である。

イ センター研究活動不正行為取扱規程に基づき設置される調査委員会は、センターに所属する職員の研究活動における不正行為について、告発があった場合に設置されるものであり、本件においては、会計検査院からの指摘が端緒となり、研究費の不適切経理が発覚したものであるため、当該調査委員会は設置されておらず、その調査内容や親委員会である規範委員会への報告は作成されていないことから、異議申立人が開示を求める保有個人情報には保有していない。

### (3) 新たに開示する部分について

不開示情報該当性について、再度検討した結果、以下に掲げる部分については、法14条4号及び5号へのいずれにも該当しないと判断したため、新たに開示することとする。

別表の文書1の①、文書8の②、文書9の①、文書14の②、文書17の①、文書33の①及び文書37の不開示部分

### (4) その他

原処分における「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」及び諮問庁の「理由説明書」において、不開示情報の該当条項を法14条4項又は14条5項へと記載しているが、いずれも法14条4号又は14条5号への誤記であるので、訂正する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月9日 審議
- ④ 同月25日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成28年2月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月15日 審議
- ⑦ 平成29年2月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑧ 同年10月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受

⑨ 同年11月8日

異議申立人から意見書2及び資料を收受

⑩ 同月30日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号及び5号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、不開示とされた部分の開示を求めるとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示することとし、その余の部分については、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条4号及び5号へに該当するとして、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、異議申立書(上記第2の2(1)、以下同じ。)において、「センターにおける18, 19, 20年度「検収制度」及び会計制度に関する内容が含まれていない。これらは既に公表された内容であるから開示することに支障はない。これらが懲戒審査委員会議事でない場合にはその事実の開示を求める」旨主張する。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書(上記第3の2(2)ア)において、「センターにおける18, 19, 20年度「検収制度」及び会計制度に関する内容」については、原処分において不開示とした懲戒審査委員会概要や委員会において配布された資料の中で言及されており、これらの情報は、法14条4号及び5号へに該当することから不開示とすることが妥当であると説明する。

当審査会において見分したところ、異議申立人が開示すべきとする情報は、上記諮問庁の説明のとおり、原処分において不開示とされている部分に含まれているものと認められる。

(2) 異議申立人は、異議申立書において、「懲戒審査委員会に提出されたセンター研究活動不正行為取扱規程にのっとる「調査委員会」の調査内容及び規範委員会の報告について、開示を求める。これらの書類が存在しない、又は各委員会が存在しない場合にはその事実の開示を求める」旨主張する。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（2）イ）において、センター研究活動不正行為取扱規程に基づき設置される調査委員会は、センターに所属する職員の研究活動における不正行為について、告発があった場合に設置されるものであり、本件においては、会計検査院からの指摘が端緒となり、研究費の不適切経理が発覚したものであるため、当該調査委員会は設置されておらず、その調査内容や親委員会である規範委員会への報告は作成されていないことから、異議申立人が開示すべきとする保有個人情報には保有していないと説明する。

上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、センターにおいて、異議申立人が開示すべきとする懲戒審査委員会に提出されたセンター研究活動不正行為取扱規程にのっとり「調査委員会」の調査内容及び規範委員会の報告を保有しているとは認められない。

- (3) 以上から、センターにおいて本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1欄に掲げる部分には、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、異議申立人の個人に関する情報ではなく、さらに異議申立人を識別することができる情報が含まれていないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、異議申立人の氏名その他異議申立人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、不開示とすることが妥当である。

### 4 不開示情報該当性について

#### (1) 別表2の4欄に掲げる部分について

文書1、文書9、文書17及び文書33は、平成25年3月6日、同月18日、同年5月10日及び同年9月13日に開催された懲戒審査委員会における議事の項目、議事進行に関する発言内容及びその発言者の肩書きであり、文書2、文書10及び文書18は、同年3月6日、同月18日及び同年5月10日に開催された懲戒審査委員会の開催案内文書の一般的な議事の項目及び資料の名称等であり、文書3、文書16の②

及び文書30は、懲戒審査委員会が開催された時点におけるその後の懲戒処分の全体的な予定表であり、文書4の①及び⑦、文書8の①、文書13、文書14の①、文書15の①、文書24並びに文書25の①及び②は、懲戒審査委員会に提出された資料の表紙及び目次並びに異議申立人本人がセンターに提出した文書であり、文書4の②及び⑤、文書5の①、文書12の①、文書15の②、文書20の①並びに文書23の①は、懲戒審査委員会において検討された懲戒審査の対象となった者の行為の内容や金額等を整理した文書に記載された表の標題や表頭等及び異議申立人に関する情報であり、文書4の④は、センターの担当者から会計検査院の担当者へ文書を提出した旨の事務的な連絡内容であり、文書4の⑧及び文書25の④は、センターにおいて取りまとめた研究費の不適切使用に関する調査結果の概要等が記録された文書の標題、項目、調査の一般的な概要、異議申立人本人の研究の概要等であり、文書11は、当該文書の標題や一般的な項目等であり、文書16の①は、厚生労働省からセンターに対して送付された公的研究費の不正使用等の防止に関する通知等の名称及び通知そのものであり、文書26は、センターにおける懲戒処分の公表についての日程や配布資料等の事務的な情報であり、文書27は、センターにおける研究費の不適切使用に関する調査結果等の公表資料案の標題やセンターの名称等であり、これらを開示しても、懲戒審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、センターにおける人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条4号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## (2) その余の部分について

ア 文書1、文書9、文書17及び文書33は、平成25年3月6日、同月18日、同年5月10日及び同年9月13日に開催された懲戒審査委員会における具体的な懲戒審査に関する発言内容及びその発言者の肩書き等であり、文書4の⑧及び文書25の④は、センターにおける研究費の不適切使用に関する個別具体的な調査結果や詳細な処理方針などであり、文書4の②、文書7、文書15の②、文書19、文書23の①、文書29、文書31、文書35及び文書36は、懲戒審査委員会において懲戒処分の量定等を検討するために収集又は作成した具体的な情報であり、文書11は、懲戒審査委員会において実施した弁明に対する具体的な対応方針であると認められ

る。

これらの情報は、懲戒審査委員会の審議に係る途中段階の情報であり、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、これらを開示すると、最終的な懲戒権者による懲戒処分の内容と必ずしも一致するとは限らない審査途中での見解が明らかになり、今後センターにおける懲戒審査委員会において、懲戒審査委員会の委員が外部からの苦情や批判、いわれのない非難等を受けることを心配して、率直な意見の表明をちゅうちょするなど、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条4号に該当し、同条5号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書27には、公表資料において公表する予定の具体的な内容が記載されているが、最終的に公表された資料とは、その体裁や内容が相違しているものと認められ、文書34は、平成25年9月13日に開催された懲戒審査委員会の開催案内文書の個別具体的な議事の項目及び資料の名称等であると認められる。これらを開示すると、懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が明らかとなり、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 付言

(1) 処分庁は、原処分の不開示理由において、「法14条4号及び5号へ」とすべきところを「法14条4項及び5項へ」として一部開示決定をするなど、開示決定等の処理に不適切な点が見受けられ、当該部分については、諮問庁の理由説明書においても訂正されていない。

このような原処分は、処分庁に対する信頼を損なうものであることから、処分庁においては、今後同様のことが生じないように注意すべきである。

(2) 原処分の開示決定通知書においては、不開示とした部分とその理由として「職員の懲戒処分に関する審議に関する情報」を「法14条4項及び5項へによる」と記載するにとどまっており、具体的にどの部分がどの不開示情報に該当するのかが記載されておらず、適切さを欠くものとなっている。

このため、処分庁においては、今後、適切な事務処理を行うことが望

まれる。

- (3) 当審査会における審議に当たり、諮問庁からは、相当期間にわたり十分な背景説明や情報提供が行われなかったため、審理に時間を費やさざるを得なかった。諮問庁においては、今後、諮問を行う場合には、当審査会として迅速かつ適切な調査審議及び判断ができるよう、詳細な情報提供等を当初から速やかに行うことが望まれる。

#### 7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号及び5号へに該当するとして不開示とした決定については、センターにおいて、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、諮問庁が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条4号及び5号へに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条4号及び5号へに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、同条4号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

平成25年特定月日、センターは特定研究室長A（以下、Aと記す）に対して、懲戒として停職1か月を通知した。本懲戒処分に係る、センター監査室、研究医療課並びに他の部署から、懲戒審査委員会に提出された報告書を含む一切の書類、懲戒審査委員会からセンター総長に提出された報告書を含む一切の書類、及び懲戒審査委員会の議事録の開示を求める。ただし、本非違内容に関する、見積書、納品書、請求書、受領書、Aに対する懲戒処分通知書及び処分理由書は除く。

別表 1

1 別表 2 の 2 欄に掲げる部分のうち諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 4 の③	該当しない
文書 4 の⑥	該当しない
文書 5 の②	該当しない
文書 12 の②	該当しない
文書 15 の③	該当しない
文書 20 の②	該当しない
文書 23 の②	該当しない
文書 25 の③	該当しない

別表 2

1 文書番号, 文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (法 14 条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁			
1	平成 25 年 3 月 6 日の懲戒審査委員会概要	1 ないし 4	① 1 頁の 4 行目及び 11 行目の不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部分	4 号及び 5 号へ	1 頁ないし 4 頁の「発言者」欄の記載 1 頁の 14 行目ないし 43 行目 3 頁の 5 行目及び 6 行目 4 頁の 7 行目, 8 行目, 36 行目及び 37 行目
2	懲戒審査委員会の開催案内	5	不開示部分全て	4 号及び 5 号へ	全て
3	資料 1	6	不開示部分全て	4 号及び 5 号へ	全て
4	資料 2	7	① 不開示部分全て	4 号及び 5 号へ	全て

		8ない し13	② 8頁の1行 目, 2行目, 9 頁の1行目, 1 2頁の1行目, 2行目, 各表の 標題, 表頭及び 表の内容のうち, 異議申立人 に関する部分	4号及び5 号へ	全て(各表の標 題を除く。)
			③ 上記を除く部 分	保有個人情 報非該当	なし
		14	④ 不開示部分全 て	4号及び5 号へ	全て
		15ない し20	⑤ 各表の標題 (年度を含 む), 表頭及び 表の内容のうち, 異議申立人 に関する部分	4号及び5 号へ	全て
			⑥ 上記を除く部 分	保有個人情 報非該当	なし
		21	⑦ 不開示部分全 て	4号及び5 号へ	全て
		22ない し25	⑧ 不開示部分全 て	4号及び5 号へ	22頁の1行目 ないし4行目及 び15行目ない し28行目 24頁の25行 目ないし25頁
		5	資料3	26	① 1行目, 各表 の標題, 表頭及 び表の内容のうち, 異議申立人 に関する部分
			② 上記を除く部 分	保有個人情 報非該当	なし
6	資料4	27な	なし	—	—

		いし3 3			
7	資料5	34	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
8	資料6	35	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		36ないし40	② 不開示部分全て	新たに開示	—
9	平成25年3月18日の懲戒審査委員会概要	41ないし44	① 41頁の4行目の不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部分	4号及び5号へ	41頁の「発言者」欄3行目及び4行目 41頁の6行目ないし18行目30文字目、32文字目ないし19行目3文字目及び5文字目ないし12文字目、14文字目ないし20行目 43頁の「発言者」欄2行目ないし8行目、12行目及び13行目 43頁の3行目1文字目ないし3文字目、5文字目ないし16行目及び34行目ないし36行目 44頁の不開示部分全て

10	懲戒審査委員会の開催案内	45	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
11	資料1	46	不開示部分全て	4号及び5号へ	1行目, 2行目1文字目ないし8文字目, 10文字目, 3行目, 4行目1文字目ないし4文字目, 6文字目, 5行目1文字目ないし7文字目, 9文字目, 6行目1文字目ないし6文字目及び8文字目ないし16文字目
12	資料2	47	① 1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て
			② 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
13	資料3	48及び49	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
14	資料4	50	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		51ないし55	② 不開示部分全て	新たに開示	—
15	資料5	56	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		57ないし59	② 57頁の1行目, 2行目, 58頁の1行目,	4号及び5号へ	全て(各表の標題を除く。)

			各表の標題，表頭及び表の内容のうち，異議申立人に関する部分		
			③ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
1 6	資料6	60ないし75	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		76	② 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
1 7	平成25年5月10日の懲戒審査委員会概要	77ないし81	① 77頁の4行目の不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部分	4号及び5号へ	77頁の「発言者」欄3行目ないし6行目 77頁の6行目，11行目ないし15行目及び29行目 78頁の「発言者」欄1行目ないし3行目 78頁の10行目，31行目，46行目，47行目及び51行目ないし53行目 81頁の「発言者」欄2行目ないし8行目及び10行目 81頁の4行目ないし25行目及び42行目な

					いし45行目
1 8	懲戒審査 委員会の 開催案内	82	不開示部分全て	4号及び5 号へ	全て
1 9	資料1	83	不開示部分全て	4号及び5 号へ	なし
2 0	資料2	84	① 1行目, 各表 の標題, 表頭及 び表の内容のうち, 異議申立人 に関する部分	4号及び5 号へ	全て
			② 上記を除く部 分	保有個人情 報非該当	なし
2 1	資料3	85な いし1 00	なし	—	—
2 2	資料4	101 ないし 110	なし	—	—
2 3	資料5	111 ないし 113	① 111頁の1 行目, 2行目, 112頁の1行 目, 各表の標 題, 表頭及び表 の内容のうち, 異議申立人に関 する部分	4号及び5 号へ	全て(各表の標 題を除く。)
			② 上記を除く部 分	保有個人情 報非該当	なし
2 4	資料6	114 及び1 15	不開示部分全て	4号及び5 号へ	全て
2 5	資料7	116	① 不開示部分全 て	4号及び5 号へ	全て
		117	② 1行目, 2行 目, 4行目, 6 行目及び8行目	4号及び5 号へ	全て

			③ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
		118 ないし 127	④ 不開示部分全て	4号及び5号へ	118頁の1行目ないし22行目 121頁の1行目ないし22行目 124頁の1行目ないし22行目
26	資料8	128	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
27	資料9	129 ないし 131	不開示部分全て	4号及び5号へ	129頁の1行目ないし7行目
28	資料10	132 ないし 136	なし	—	—
29	資料11	137 ないし 145	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
30	資料12	146	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
31	資料13	147 ないし 149	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
32	判例	150 ないし 153	なし	—	—
33	平成25年9月13日の懲戒審査委員会概要	154 及び155	① 154頁の4行目の不開示部分 ② 上記を除く部分	新たに開示 4号及び5号へ	— 154頁の「発言者」欄8行目ないし10行目 154頁の38

					行目ないし42行目 155頁の「発言者」欄1行目 155頁の4行目ないし6行目
3 4	懲戒審査 委員会の 開催案内	156	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
3 5	資料1	157	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
3 6	資料2	158	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
3 7	資料3	159 ないし 161	不開示部分全て	新たに開示	—

- (注) 1 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし161枚目に1頁ないし161頁と付番したものを「頁」として記載している。
- 2 文書25の②の不開示部分については、一部に誤記が認められたので、当審査会において訂正している。